

『婆沙論』における得と非得との相関的規定

楠 宏 生

1. はじめに

説一切有部(以下、有部と略称)は、心不相応行の諸法の中に得(prāpti)・非得(aprāpti)の実有なるダルマを立てている。その中で、得は有部教義学の当初から心不相応行法として立てられ問題にされてきた。それに対して非得は、『発智論』の頃に「異生性」(prthagjanatva, 旧訳では「凡夫性」)¹⁾を規定するために新たに立てられた術語概念である²⁾。よって、非得は有部教義学の当初から立てられてきたのではない。非得が心不相応行のダルマとして明記されるようになるのは『婆沙論』に至ってからのことであり³⁾、この頃から得と非得とが初めて併記され、非得は得の対概念として論じられていくことになる⁴⁾。

ところで、『婆沙論』に論じられる得・非得とは、他相続(parasamtāna)ではなく自相続(svasamtāna)に限定される虚空無為を除いた諸法についての離・非離という関係を成り立たせるためのダルマを意味する。よって、得とは各界地で獲得される所得の法を有情に繋ぎとめるはたらきを意味し、非得は所得の法を有情から引き離しているはたらきを意味する。以上のように、『婆沙論』における得と非得は、所得の法についての“獲得”、“非獲得”という相関的な関係を指し示すダルマとして論じられているのである。

本稿は、『婆沙論』において得と非得とがどのように議論され、それによって、それ以降の有部論書、殊に『俱舍論』『順正理論』などに論じられている得・非得にどのような影響をあたえたのか、その有部の教義史の脈絡を見出そうとする一考察である。ところで、『俱舍論』の得・非得の規定は『婆沙論』に基づくものであり、最も纏まった形で得・非得を説く論書であるといえる⁵⁾。しかしながら、『婆沙論』と『俱舍論』とが説いている得と非得との解釈をめぐって、いまだ詳説する余地があると考えられる⁶⁾。それに関する先行研究の中で、桜部建博士は有部教義史における得の概念の変遷過程について最も明瞭に論じている。桜

部博士の説は、有部本来の得は「聖道の得」に限定されており、『俱舍論』における得の語義は、煩惱法の範囲をも含めての「法の得一般」を意味する⁷⁾、というものである。果たして、桜部博士が言われるように『俱舍論』頃から「法一般の得」、つまり得が一般的な諸法についての獲得を意味するようになったのか、その点について再検討する必要があると考えられる。尚、以前の考察の中で『婆沙論』における得と非得との相関的規定に関わる問題について部分的に論じたが、ここで改めて再考することにしたい⁸⁾。

2. 『婆沙論』以前の「得」と「成就・不成就」について

ところで、有部の初期論書『集異門足論』『法蘊足論』の中で、得は両論ともに「四沙門果の得」といった、「聖道の獲得」に関わる文脈の中で考えられてきた⁹⁾。殊に『法蘊足論』の解説では、各証果で獲得される諸法について「有為の得」と「無為の得」との二種に区分され論じられている。有為の得によって、各聖位の中で獲得される諸聖法が説かれ、無為の得によってはその聖道を修することによって実現される各聖者の「断惑」が説かれている¹⁰⁾。しかしまた一方で、両論は共通して、有為・無為にわたる一般的な諸法についての“獲得・非獲得”は「成就」、「不成就」の語を用いている。つまり、『婆沙論』以前の有部論書では得・非得に相当する概念の代わりに「成就」・「不成就」という語が用いられているのである。有部論書の中で成就・不成就が「得」と密接な関係をもって論じられるようになるのは『識身足論』（成就蘊第六，T. 26, pp. 593b6-614b1）¹¹⁾に至ってからのことである。次に、『発智論』の前後、或いは『婆沙論』以前に成立したと考えられる『甘露味論』（T. 28, p. 979b28-c3）では、心不相応行各法を纏め説く有部諸論の中で特異な形態を示しているが、得の代わりに「成就」をそのリストの内に挙げており、それにつづく各法の解説の中では「諸法を獲得する時、心不相応行法と共に獲得する。これを成就と謂う（得諸法時心不相應法俱得是謂成就）」（T. 28, p. 979c3-4）と述べて「成就」を得の同義語として解釈している。

また次に『婆沙論』以降に成立したと考えられる心論系の論書では、非得を説かないで「凡夫性（＝異生性）」を得の対概念として挙げている¹²⁾。確かに桜部博士が指摘（桜部 [1969] p. 108）しているように、心論系の論書では、得・凡夫性という「聖道」の“獲得”，“非獲得”という関係に限定して論じられている。しかし、『婆沙論』では得と非得とが併記され、また異生性は非得に包摂され、両者の概念規定が詳細に論じられている。それにもかかわらず、心論系の論書で

(146) 『婆沙論』における得と非得との相関的規定 (楠)

は非得を全く説かないで、むしろ『発智論』の異生性の概念に重きを置いて得を解釈し、聖法の「獲得・非獲得」という関係に限定して理解している点は、明らかに『婆沙論』の議論からは相異している。心論系における得の議論は、有部教義学説からの後退であると推察され、あるいはまた「聖道の得」が有部の本来の得の意味であることを宣揚しているかのようにも考えられる。

3. 『婆沙論』における「成就・不成就」と「得・非得」

『婆沙論』において得・非得の实在が論じられているのは第九十三、百五十七卷¹³⁾である。そこで挙げられている教証は、いずれも得ではなく聖道の「成就」に関する經典であり¹⁴⁾、その經典を論拠にして、得・非得ではなく「成就(性)」・「不成就(性)」の实在が論じられている。つまり、「成就性・不成就性」は「得・非得」と必ずしも一致する概念ではないが、およそ同じものとして論じられているのである¹⁵⁾。その中で、「成就性」とは、『婆沙論』が新たに立てた不成就性の対概念であり、それ以外の有部論書からは見い出されない術語である。また次に「不成就性」とは、『発智論』の異生性の解説中(T. 26, p. 928c11ff.)に説かれている不成就性の語である。また『発智論』の「不成就性」を語る有部論書は『婆沙論』と『雜心論』¹⁶⁾とに限られている。『婆沙論』が『発智論』の「不成就性」の語を用いるのは、『発智論』とそれ以前の有部論書に説かれる不成就を峻別するためであると考えられる。『婆沙論』の成就性・不成就性は成就・不成就に包摂される概念であるが、不成就の語に「性」を付加している背景には、おそらく『発智論』の「捨異生性・得聖性」(T. 26, p. 918a17, 旧訳 T. 26, p. 771c15)¹⁷⁾という異生性の対概念である「聖性」の概念に基づいていると考えられ、「無漏なる事態を体性とする不成就」という意味に限定された術語が不成就性であると考えられる。その理由として、以前にも指摘したが、『婆沙論』の成就・不成就に関わる解説は常に「断惑」(kleśaprahāṇa)という事態を成立させるための根拠として論じられている¹⁸⁾。その背景には、『婆沙論』から有漏法が有情の心相続において非結合であることを意味する「離繫得(visamyogaprāpti)」という概念が新たに得の理論の中に組み入れられるようになったからである。その結果、有漏法の不成就性は離繫得と呼ばれ代えられるようになる。『婆沙論』は、離繫得という概念を『発智論』以来の不成就性のもとに再定義し、「道」による獲得とそれによって実現される有情と諸法との結合・非結合という関係を規定するための術語として整備したのである。

では次に、『婆沙論』がどのように得と非得との関係を規定しているのか確認したい。先に挙げた『婆沙論』第百五十七卷では、得と非得との諸門分別（Vol. 157, T. 27, pp. 797a18–800c12）の中で、得と非得とが詳細に論じられている¹⁹⁾。諸門分別の解説では、得と非得とに限って議論がなされており、成就・不成就を全く言及していない。さらにまた、得・非得の規定に関する解説のほとんどが、諸門分別の議論のうちに見い出される。このことから『婆沙論』は成就・不成就と得・非得との議論を区別して論じているのである。『婆沙論』の中で得・非得を端的に論じているのは非得の諸門分別の冒頭に見られる解説である。その当該箇所を挙げれば以下の如くである。

[I] 若法有得。彼法有非得。若法無得。彼法無非得²⁰⁾。獲成就非獲非成就説亦爾²¹⁾。[II] 由此一切有情數法。及擇滅非擇滅。有得非得。有獲非獲。有成就非成就一切非有情數法。及虛空無爲。則皆無有得非得等。又於自相續法。有得。有非得等。於他相續法。無得非得等。（『婆沙論』（Vol. 157）T. 27, p. 799a15–21, cf. *AKBh*, 62. 14–17, 62. 17–63. 2）

[I] では、得と非得とに相関的関係があることを端的に示し、また成就以外の「獲」をも得・非得の区分概念として用いるようになる。次の [II] では、如何なる所得法に得・非得が生起するのかを分類し、また得・非得が自相続法のみ適用され限定されていることが論じられている。さらにまた、『婆沙論』第百五十八卷の冒頭の解説（T. 27, pp. 800c23–801a5）では、『婆沙論』第百五十七卷の諸門分別の議論を要約して列挙し、さらに得と非得との規定に関わる議論を網羅的に纏め説いている。また他の箇所では得・非得と所得法との関係（T. 27, p. 801a6–25）が論じられており、特に非得の解説中では、「又不隨道非道所求故。但依命根衆同分轉故。隨所依性類差別」（T. 27, p. 801a15–16）と述べて「聖法の非得」以外に、有情の相続についての非得が論じられている²²⁾。

以上、『婆沙論』は、有部教義学の当初から論じられてきた「聖道の得」を有部本来の得として立てているが、諸法一般についての“獲得”，“非獲得”を意味する得・非得をも論じていると考えられる。

1) 「異生性」についての『発智論』の当該箇所は、『発智論』T. 26, pp. 928c5–929a3, 旧訳（『八鍵度論』）T. 26, pp. 783c1–784a11。「得」については、『発智論』T. 26, p. 1008a7–b12, 旧訳T. 28, pp. 887c13–888a17。尚、『発智論』の異生性、及び『婆沙論』に至る非得の定立過程については、拙稿「異生性と非得」（『大谷大学大学院研究紀要』24, 2007（楠 [2007]））の中で考察した。

2) 『発智論』全体の中で語られている非得の語は、異生性を規定する中の「云何異生性。答若於聖法聖暖聖見聖忍聖欲聖慧。諸非得已非得當非得。是謂異生性。此異生性」（T.

(148) 『婆沙論』における得と非得との相関的規定 (楠)

- 26, p. 928c5-7, 旧訳 T. 28, p. 783c1-3) という解説のみに限られている。この箇所に対応する『婆沙論』(Vol. 45, T. 27, pp. 232b9-233a13, 旧訳 (Vol. 24) T. 28, p. 178a11-b1, p. 178b10-b17) の解説から判断した場合、『発智論』の言う非得とは “aprāpti” に他ならない。しかしながら、『発智論』の非得の語が心不相応行としての意味を含意するまでに洗練されていたかは断定できない。他方で『婆沙論』は、『発智論』における得の議論をそのまま採用して、得・非得の实在を論じていく基礎としている。恐らく、『発智論』における得の議論(諸門分別)を受けて、非得という概念が新たに立てられたとも考えられ得る。何故ならば、『発智論』の異生性の解説中に見られる不善法についての「不成就の性を得ず」(T. 26, p. 928c13) という言句は、「異生性の捨」という事態を指し示している。「異生性」とは、異生が異生であることの存在根拠を示すダルマであるが、「異生性の捨」とは聖道の開始を意味する。その「異生性の捨」ということが成り立つのは苦法智忍(無漏慧)の獲得、つまり聖法の獲得に基づくものでなければ成り立たない、と『発智論』は述べる。『発智論』における異生性の解説の中で、得(prāpti)の語が直接に論じられているわけではないが、異生性の「捨」という問題の中に、聖道についての「得」が背後に説かれていると考えられ、『発智論』の非得は得と密接な関わりをもって説かれていると考えられる。
- 3) 心不相応行を主題にして論じてはいないが、『婆沙論』は『俱舍論』と同様の十四種の心不相応行法を挙げている。Cf. 『婆沙論』(Vol. 143) T. 27, p. 737c1-7.
 - 4) 『婆沙論』において非得は「有漏」にして、「無覆無記性」(Vol. 45, T. 27, p. 233a12-13, Vol. 158, T. 27, p. 800c21-22) と規定されている。また、『婆沙論』第四十五巻では、非得は「聖法の非得」、「一切聖法の非得」、もしくは「真実聖法の非得」(T. 27, pp. 232c5-233a10) と論じられている。旧訳では「不得聖法」(T. 28, p. 178b14) のみ挙げている。
 - 5) 福田氏の先行研究の中で、『婆沙論』における得の議論が、それ以降の論書に説かれる得の議論に影響を与えたとする指摘が既になされている。福田琢「『婆沙論』における得と成就」(『大谷大学大学院研究紀要』7, 2007, p. 4 (福田 [1990B])).
 - 6) 得・非得の定立過程に関する先行研究に、桜部建『俱舍論の研究一界・根品一』法蔵館, 1969 (p. 85, pp. 89-90, pp. 107-108 (桜部 [1969])). 福田琢「十四心不相應行法の確立と得・非得」(『印仏研』39-1, 1990, p. 15 (福田 [1990A])), 同 [1990B], 拙稿「『発智論』『婆沙論』における得の展開について」(『印仏研』56-1, 2007), 楠 [2007] がある。
 - 7) 桜部 [1969] pp. 107-108.
 - 8) 楠 [2007] pp. 3-4, pp. 18-20.
 - 9) 『集異門足論』T. 26, pp. 392c22-393a5, 『法蘊足論』T. 26, pp. 464c20-465a21.
 - 10) 福田 [1990A] p. 15, 同 [1990B] pp. 3-4.
 - 11) 『識身足論』(成就蘊 T. 26, pp. 593b7-614b1) では、成就・不成就という時間的位相をより厳密に規定するため、新たに「捨成就・得不成就」、「捨不成就・得成就」、「得成就・得不成就」という概念を導入し、さらに成就蘊の末尾では煩惱の「未断と成就」、および「已断と不成就」という問題についても考察している。

- 12) 『心論』 T. 28, p. 831a4-6, 『心論経』 T. 28, p. 866a18-20, 『雜心論』 T. 28, p. 943b3-8.
- 13) 『癸智論』 T. 26, pp. 951a12-952a2 (『婆沙論』 第九十三卷), T. 26, p. 1008a5-b12 (『婆沙論』 第百五十七卷).
- 14) 『婆沙論』 が挙げる教証については, 福田 [1990B] p. 5, pp. 17-18 脚注 (5), 桜部 [1969] p. 89 参照のこと.
- 15) 『婆沙論』 第九十三卷と第百五十七卷の冒頭に説かれる成就性・不成就性の實在論証の内容はほぼ同文である. その点については福田琢氏が既に指摘しており, 「前後の文脈から判断する限り, 卷九十三の議論が後に卷百五十七に再録されたようである」(福田 [1990B] p. 17, 註 3) として両卷の関係を指摘している. また, 「成就性・不成就性」と「得・非得」との関係については, 福田 [1990B] p. 5ff., 楠 [2007] pp. 18-19 参照のこと. Cf. 『婆沙論』 (Vol. 93) T. 27, p. 479a6-c 11 (旧訳 (Vol. 46) T. 27, pp. 351c24-352c2), 『婆沙論』 (Vol. 157) T. 27, pp. 796a23-797a2 (旧訳欠).
- 16) 『雜心論』 に見られる「不成就性」の語は, 『婆沙論』 以来の「退」の規定である「退の体性は不成就性である (退體性は不成就性)」(T. 28, p. 909b1) という文言に限られている. Cf. 『婆沙論』 (Vol. 60) T. 27, p. 313a25-b6 (旧訳 (Vol. 32) T. 28, p. 236a11-16, p. 236b3-4).
- 17) 『婆沙論』 は, 「聖性」(旧訳「聖法」) の語義について「苦法智忍」, 「一切聖法」, 「一切聖道」の諸説を挙げている. Cf. 『婆沙論』 (Vol. 3) T. 27, p. 12b7-25 (旧訳 (Vol. 1) T. 28, p. 8b23-29).
- 18) 楠 [2007] pp. 19-20; cf. 『婆沙論』 (Vol. 93) T. 27, p. 479c7-11 (旧訳 (Vol. 46) T. 28, p. 352b28-c2) 『婆沙論』 (Vol. 157) T. 27, pp. 796c27-797a2.
- 19) Cf. *AKBh*, 64. 11-66, 7, 『俱舍論』 T. 29, pp. 22c22-23b17, 『順正理論』 T. 29, pp. 398c1-399a27, 『顯宗論』 T. 29, p. 804a26-c21.
- 20) Cf. 『婆沙論』 (Vol. 158) T. 27, p. 801a2-3, *AKBh*, 63. 2; cf. *AKBh*, 4, 10ff. (1. 6.c-d); *SA* 17, 8, p. 18.18-20.
- 21) 『婆沙論』 (Vol. 157) T. 27, p. 797a18-22; 『俱舍論』 T. 29, p. 22a13-14, *SA*, 143. 8-144. 2, 『順正理論』 T. 29, p. 396c23-25, 『顯宗論』 T. 29, p. 803c12-14, 『入阿毘達磨論』 T. 28, p. 986b13-14, *TA*, Pek. to235b8-236a2.
- 22) Cf. 『婆沙論』 (Vol. 93) ChT. 27, p. 480b1-4.

〈略号〉

AKBh: *Abhidharmakośabhāṣya*, ed. Pradhan, Patna, 1967. T: Taisho. 大正新脩大藏經, 1924. *SA*: 称友疏 *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā*, ed. Wogihara. Tokyo, 1936. 『印仏研』: 『印度学仏教学研究』

〈キーワード〉 成就・不成就, 得・非得, 『婆沙論』, 『俱舍論』

(札幌大谷大学非常勤講師, 博士 (文学))